


インフルエンザ出席停止期間早見表

平成 24 年 4 月より学校保健安全法施行規則の一部改定により、インフルエンザの出席停止期間が変更になりました。

『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで』

最低基準	発症した後 5 日を経過	発症日 (0 日目)	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目	発症後 8 日目
 Aさん	発症後 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	☺		
出席停止								登校可能		
 Bくん	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	☺		
出席停止								登校可能		
 Cさん	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	☺		
出席停止								登校可能		
 Dくん	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	☺	
出席停止								登校可能		
 Eさん	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	☺
出席停止										登校可能

※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていきます 

★発症日 (当日 0 日目) は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状 (38 度程度の発熱等) が始まった日です。そのため、病院受診の際は、医師に発症日を伝え、出席停止期間を相談・確認して下さい。

「インフルエンザ回復届け出書」の提出をお願いします

- ①インフルエンザの疑いがある場合は、医院の受診をお願いします。
- ②診断が確定しましたら、学校に連絡してください。
- ③病院での診断書、治癒証明は必要ありません。

「インフルエンザ回復届け出書」を保護者が記入し、提出してください。

(様式1)

インフルエンザ回復届け出書 (保護者記入)

年 1組 番

氏名	
----	--

- 発症日 令和 年 月 日()
- 受診日 令和 年 月 日()
- 診断名 インフルエンザ () 型)
- 受診病院名 _____

●出席停止期間中の体温測定結果

※ 解熱日を確認するため、○日目のカッコ内に(解熱)と記入してください。

※ 熱が出た日は数えません。熱が出た日の翌日から1日目、2日目と数えます。

	0日目 (発症日)	1日目 ()	2日目 ()	3日目 ()	4日目 ()	5日目 ()	6日目 ()	7日目 ()	8日目 ()	9日目 ()
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(曜)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

石垣市立 白保小学校

学校長 松尾 望 様

上記のとおり、「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱後2日(幼児にあつては3日)」を経過し、
体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名

印